自動販売機への有害図書等の収納は犯罪です!

埼玉県青少年健全育成条例では、青少年に有害な図書・雑誌、ビデオ・DVD 等の映像ソフト及びがん具類は、青少年の健全な発達に悪い影響を与えることか ら、青少年に販売、貸し付け等をすることが禁止されています。

特に、青少年が容易に購入することができる自動販売機には、収納することが 禁止されており、違反すると30万円以下の罰金に処せられることになります。

<図書・雑誌、ビデオ、D V D 等>

次の基準に該当するものは、自動的に青少年に有害な図書等になります。

- **<図書・雑誌>** 卑わいな姿態又は性的な行為の写真又は描写した絵を掲載する ページの合計が20ページ以上であるもの又はページの総数の5分の1以上 であるもの
- **<ビデオ、DVD等>** 卑わいな姿態又は性的な行為を描写した場面の時間の合 計が3分以上であるもの又は静止画等が20場面以上あるもの



卑わいな姿態(全裸、半裸又はこれらに近い状態で、陰部を覆い、ぼかし、又は塗り つぶしているものを含む。)

- ○大たい部を開いた姿態 ○陰部又はでん部を誇示した姿態 ○排せつの姿態

○性行為を連想させる姿態 ○緊縛された姿態

性的な行為

- ○男女間の性行為
- ○同性間の性行為
- ○自慰の行為

- ○強姦その他の凌辱行為
- ○変態性欲に基づく行為

くがん具類>

次の基準に該当するものは、自動的に青少年に有害な玩具等になります。

○専ら性的な行為の用に供する器具類で、次に掲げるもの



性器の形状又はこれに著しく類似する形状をしている器具類 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有する器具類 自動販売機又は自動貸出機(自動販売機等)を用いて、図書・雑誌やビデオ・DVD等(図書等)、又はがん具等を販売する方(自動販売業者)には、多くの守っていただかなければならないことがあります。

条例上の自動販売業者の義務

1 自動販売機等を設置しようとする際には、自動販売機等ごとに、市町村を通して、知事に届け出なければなりません。変更又は廃止になったときも、同様に知事に届け出なければなりません。【第12条の2第1項及び第2項】

《罰則》図書等自動販売機の届出義務違反→10万円以下の罰金

2 自動販売機等ごとに、設置者や管理者の氏名、住所等を記載した**表示票を見やすい箇所に** 貼り付けなければなりません。【第13条の2】

《罰則》図書等自動販売機への表示義務、虚偽の表示違反→10万円以下の罰金

3 自動販売機等ごとに、次の要件を全て満たす**自動販売機等管理者を置かなければなりません。**【第13条】

《罰則》自動販売機等管理者の設置義務違反→30万円以下の罰金

- ◆ 18歳に達した者であること。
- ◆ 自動販売機等に図書等又はがん具等を自ら収納し、及び除去する業務を適正に行うに当 たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる者であること。
- ◆ 図書等又はがん具等を自ら収納し、及び除去する業務を行う自動販売機等の設置場所が 所在する市町村内に、住所を有し、かつ居住している者であること。

条例上の自動販売業者及び自動販売機管理者の義務

1 有害図書等又は有害がん具等を自動販売機等へ「収納」してはなりません。【第14条第1 項】

《罰則》有害図書等又は有害がん具等の収納禁止違反→30万円以下の罰金

2 自動販売機等に現に収納されている図書等又はがん具等が有害図書等又は有害がん具等に なったときは、当該図書等又はがん具等を**直ちに自動販売機等から「除去」しなければなり** ません。【第14条第2項】

《罰則》有害図書等又は有害がん具等の除去義務違反→30万円以下の罰金

3 知事が指定した立入調査員が、条例の必要な限度において、図書等又はがん具等の販売又は貸付けを営む場所に立ち入り、業務の状況を調査したり、関係人に質問することができます。この**調査を拒んだり、妨げたりすることはできません。**【第26条第1項】

《罰則》立入調査の拒否、妨害又は忌避→20万円以下の罰金

自動販売機等管理者の管理業務の具体例

- 届出をする書類上の「名義のみ」でないこと。
- 常に自動販売機等の鍵を持っているなど、実際に自動販売機等に図書やDVDなどを自ら 収納し、及び除去する業務を速やかにできること。
- 複数の自動販売機等の管理者になる場合、すべての自動販売機等を実際に管理できること。
- 立入調査を行う際に、速やかに立会いが可能であること。
- 条例(有害図書等の包括指定基準など)を理解し、有害図書等の判断ができること。

自動販売機等の設置等の手続きについて

1 届出の種別

(1) 設置届

自動販売機等を設置しようとする際には、自動販売機等ごとに、設置する10日 前までに提出してください。

(2) 変更届

既に提出した設置届の内容に変更が生じた場合は、変更の日から15日以内に提出してください。

(3) 廃止届

自動販売機等を廃止した場合は、廃止の日から15日以内に提出してください。

2 届出に必要な添付書類

届出の内容に応じて、以下の添付書類を提出してください。(「○」が必要書類です。)

届出区分		設置者の住民	管理者の	自動販売機	設置場所の提供	設置場所
		票の写し(法	住民票の	等管理者業	者がその設置を	の配置図
		人にあっては	写し	務承諾書	承諾しているこ	及び付近
		登記事項証明書)		(様式第2号)	とを証する書類	の見取図
設置届(様式第1号)		0	0	0	0	0
変更届	設置者の氏名・住所の変更	0	_	-	_	_
(様式第	管理者の氏名・住所の変更	_	0	1	_	_
3号)	管理者の変更	_	0	0	_	_
	設置場所の提供者の変更	_	_	_	0	_
廃止届(様式第4号)		_	_	_	_	_

[※] 様式は埼玉県のホームページからダウンロードできます。

3 提出先

自動販売機等を設置している市町村の青少年行政担当窓口に提出してください。

4 提出方法

(1) 設置届

必ず設置者本人が市町村の窓口に直接提出してください。

(2) 変更届・廃止届

市町村の窓口に直接又は郵送で提出してください。

5 その他の届出

(1) 表示票の再交付

汚損、紛失等により表示票の再交付が必要な場合は、「自動販売機等表示票再交付申請書(要領様式1号)」を作成し、市町村の窓口に直接又は郵送で提出してください。

(2) 自動販売機等の設置場所の変更(同一地番内での変更に限ります)

店舗の敷地内など、同一地番内で自動販売機等の設置場所を変更した場合は、「自動販売機等設置場所配置変更届(要領様式2号)」を作成し、市町村の窓口に直接又は郵送で提出してください。

6 その他参考事項

次の場合には、変更届ではなく、廃止届及び設置届の提出が必要です。

- 設置者自体(自動販売機等を他の業者などに譲渡)が替わった場合
- 設置者が個人から法人に又は法人から個人経営に替わった場合
- 自動販売機等の設置場所を変更した場合(同一地番内の移動を除く)
 - ※ 他の市町村に移動した場合には、移動前の市町村に廃止届を、移動先の 市町村に設置届を提出してください。
- 自動販売機等の機械自体の変更(交換)の場合

問合せ先:青少年課又は最寄りの各地域振興センター(事務所)

問い合わせ先	電話番号
埼玉県県民生活部青少年課	048-830-2904
南部地域振興センター	048-256-1110
南西部地域振興センター	048-451-1110
東部地域振興センター	048-737-1110
県央地域振興センター	048-777-1110
川越比企地域振興センター	049-244-1110
川越比企地域振興センター東松山事務所	0493-24-1110
西部地域振興センター	04-2993-1110
利根地域振興センター	048-555-1110
北部地域振興センター	048-524-1110
北部地域振興センター本庄事務所	0495-24-1110
秩父地域振興センター	0494-24-1110